# 公立大学法人首都大学東京の第二期中期目標期間に係る業務実績評価の実施方法について(案)

# 地方独立行政法人法(抜粋)

第30条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況を調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

#### (公立大学法人に関する特例)

第79条 評価委員会が公立大学法人について第30条第1項の評価を行うに当たっては、学校教育法(昭和22年法律第26号)第109条第2項に規定する<u>認証評価機関</u>の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。

### 1 基本方針(「評価の基本的な考え方」より)

- 1 中期目標の達成状況を確認する。
- 2 評価を通じて、法人の業務運営状況を分かりやすく社会に示す。
- 3 業務を継続させる必要性、組織の在り方、その他その組織及び業務の全般に わたる検討に資する。
- 4 都民への説明責任を果たす。

# (第一期中期目標期間評価からの変更点)

・第一期は中期目標期間に係る事前評価(最初の4年間の評価)を実施。 ⇒第二期は、事前評価を実施せず。

(東京都地方独立行政法人評価委員会幹事会において「東京都地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について」が一部改正(平成26年3月)されたことに伴い、公立大学分科会では事前評価を実施しないことを決定(平成26年10月)。)

よ⇒毎年度の業務実績報告書にそれまでの各年度の実績を記載し、中期計画の進行状況を把握

# 2 評価の実施方法

# (1)基本的な考え方

業務実績報告書記載の中期計画の達成状況や、平成23~27年度の各事業年度の業務実績評価結果を参照しながら、平成28年度業務実績評価の内容も反映させ、中期目標期間における業務実績の全体を評価する。

評価に当たっては、第二期中期目標期間に各大学・高専が受審した認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえる。

### (2)評価の方法

- ① 項目別評価:中期計画の大項目ごとに事業の達成状況・成果を4段階(1~4)で評価。また、中期目標の節ごとに、「優れた点」「特色ある点」「改善を要する点」などの特記事項を整理して記載する。
- ② 全体評価:項目別評価結果を踏まえつつ、法人の中期計画の達成状況全体について評価。

